

定住外国人の  
参政権を考える会・福井  
ニュース NO. 15

発行：1993. 9. 10  
代表：嶋田千恵子  
福井市西方1-2-11

次回第10回口頭弁論→ 5月19日(木) 3時開廷

意見陳述として

原告 李<sup>い ちん ちる</sup>鎮哲氏

30分間の最終弁論決定



原告の一人 李 鎮哲氏(65歳)

最大数の傍聴によって  
一番最後の支援をしよう!

### 《第9回口頭弁論の報告》

結審が近い!

ケナリ (れんぎょう) は咲くか、咲かせるか?

2月4日福井地裁で第9回口頭弁論が開かれた。原告側は証人として、原告団の一人李鎮哲氏、桃山学院大学の徐龍達氏、鳥取大学の渡部久丸氏を採用するよう裁判所に申請をしていたのに対して、野田裁判長からの「学者の意見は裁判所で決められた短い時間内では理論展開が不十分になる」との理由で、書証として関係論文の提出に変更をさせた。また原告本人の証人調べは意見陳述として辛うじて採用を認められた。時間がないから証人調べはできないということなのだろうか。意見陳述の時間も1時間を要求したが、30分に短縮させられた。次回の原告意見陳述をもって福井での審理は実質的な終局を迎えようとするわけだが、日本の司法の在り方に大いに疑念を抱かせた3年間であったと言えるだろう。

次回10回口頭弁論は 5月19日 午後3時

次々回11回は 6月10日 午後1時15分より開催と決まった。

## 《市内デモ敢行》

裁判後、弁護団からの説明の中で、おそらく6月の口頭弁論によって結審が宣告されるであろうとの見通しが明らかにされ、正当な判決を勝ち取るために今後の支援運動が一層重要になるとの見解が述べられた。福井での運動に残された時間は短いようだ。原告の胸に春の花が咲く日まで、がんばりたいと思う。

その後、予定通り裁判所前からデモ行進を開始した。積雪の残る行程ながら、大阪から李真美さん、中桐邦彦さんをはじめとする在日党のメンバー7人を加え、彼らの打ち鳴らすサムルノリの高らかな音色に市民の注視を集めつつ、迫力あるデモを展開できた。

## 2.4 市民フォーラム

定住外国人の参政権を考える2.4市民フォーラムが福井市元町「時代の風」で、約50人の参加者のもと6時半から開催された。開会に先立ち、裁判後のデモに参加したサムルノリのメンバーが、にぎやかに会場周辺を行進し、定住外国人の参政権を市民に訴え、会場でも開会前に熱気あふれる演奏を披露した。

- 弁護団の講演が、①参政権裁判の経過報告 (井上二郎氏)  
②国民主権と外国人参政権 (大川一夫氏)  
③在日韓国朝鮮人の法的地位の変遷 (上原康雄氏)  
④在日外国人の人権 (丹羽雅雄氏)

以上のテーマで行われ、今回の裁判の総括的説明が行われた。

① 福井訴訟は選挙人名簿に原告の氏名が登録されていない状態そのものが不当、違法である事の確認が目的であったため、被告国等が行政訴訟の要件が成立していないとして入り口論争が長びいたこと。また本案審理に入ってから、憲法上の解釈として、原告側の「国民主権原理そのものが、その成立過程からして、日本に定住する外国人の参政権を積極的に要請している」という主張に対して、被告側は「憲法上認められていない」とするあいまいな主張をなしてきたこと。つまり憲法は外国人の参政権を禁止しているのか、さもなくば許容はしているが、立法裁量によって認めていないのか、被告側は最後まで回答できないままであることが指摘された。

② 国民主権の本来の意味は、封建主義時代の絶対王権に対して、市民が自ら主権をもつという意味であり、国籍保持者のみが主権者であるのではない。憲法学者の中では地方参政権は現法体系でも合法であるとする意見が多数派である。また、国政参政権については、二重選挙権になるから許容できないとする意見もあるが、現に日系ブラジル人が二重国籍、二重選挙権をもっている。これまでの国家観念から解き放たれることが必要である。また国民主権の本来の意味からも、国政に参加できて当然であるとの見解が表明された。

③ ヒロヒト最後の勅令である外国人登録令以降、指紋押捺の義務を課せられ、出入国

管理法により強制送還の危機にさらされてきた。短期間での登録更新の義務履行のたび、法務大臣の自由裁量による恩恵的在留を「許可」され、「犯罪予備軍」として管理抑圧を受けてきた。日韓協定以降の協定永住、特例永住、そして現在の特別永住と、相対的に緩和されてはきたものの、登録証の常時携帯義務、家族登録制など日本政府の基本姿勢は変化していない。また参政権については、戦前戦中は、本土在住者には同化懐柔のために選挙権を認めていたが、敗戦直後からは戸籍法、サンフランシスコ講和条約以降は国籍法によって否認・剥奪された経緯を詳しく説明した。

会場から、健康保健等の福祉の適用について質問があり、原告の一人の李鎮哲氏が、在日韓国朝鮮人の要求を受け入れたからではなく、難民条約の批准に際し結果的に適用され始めたことを強調した。

最後に丹羽弁護士のまとめがあり、従来、「主権者＝国民＝国籍＝民族」が当然のように考えられてきたが、在日外国人が今や1%を越えている現在、このような古い観念を乗り越え、共生のために何が必要なのかを考えるべきだ。戦後責任の処理、戦後補償を十分に行うことの必要性と人権の確立に、真摯に取り組むべきであると主張した。

講演は非常に分かりやすく、会は終始なごやかな雰囲気で行われた。また在日党ののぼり、横断幕が華やかに会場を盛り上げ、外の寒さも吹き飛ばすほどであった。最後に、ふたたびサムルノリの力強い演奏で会は終了したが、初めて聞く人も多く、会場は新鮮な感動に包まれていた。

在日党の皆さん、そして原告団、弁護団の皆さん、本当にご苦勞様でした。

## 大阪全国集会のお知らせ

在日党を支援する人々と共催で次のように全国集会を開催します。詳しくは再度ご連絡します。奮ってご参加下さい。

日時	5月15日(日)		
場所	大阪市森ノ宮 大阪市青少年センター		
日程	午前10時30分より	在日党活動記録ビデオ上映	
	午後12時30分より	本集会開会	

# 定住外国人にも参政権を

## 4日福井で講演会開く

「考える会」

県内の在日韓国人四人が地方参政権を求めて福井地裁に起こしている「定住外国人参政権訴訟」をきっかけにつくられた「在日外国人の参政権を考える会・福井」（嶋田千恵子代表、会員八十人）は二月四日午後六時半から、福井市中央一丁目の三喜ビル二階ホール「時代の風」で同訴訟についての講演会を開く。

同訴訟の第九回口頭弁論が二月四日午後一時十五分から福井地裁であるのに合わせて、原告らの訴訟代理人の上原康夫、大川一夫、

井上二郎、丹羽雅雄の四弁護士が、参政権を要求する根拠や権利、訴訟の経過や争点について話し、参加者らと意見を交換する。

在日外国人による参政権訴訟はこれまでに、在日韓国人と在日英国人が大阪地裁に起こした例があるが、大都市以外の地方では一九九一年五月に起こした福井地裁の訴訟だけで全国的に注目を集めている。また、

昨年は京都府議会、同市議会などの地方自治体で「定住外国人に参政権を与えよ」という決議採択が相次

いでいる。

嶋田代表は「定住外国人は納税義務があるのに基本的人権のひとつの参政権がないのは不当。この訴訟の持つ意味を少しでも理解してほしい」と講演会への参加を呼びかけている。参加無料。問い合わせは李龍海（イ・ヨンヘ）さん（077-601-3330）へ。

# 参政権訴えデモ

## 在日外国人 伝統音楽を演奏し

福井地裁で係争中の「在日外国人参政権訴訟」の原告ら約三十人が四日、福井市内をデモ行進、「参政権はないのに、なぜ税金だけ取られるのか」などとアピールした。

この日行われた第十回公判終了後、原告の在日韓国人、李鎮哲さんら四人と弁護士を先頭に福井地裁を出発。訴訟を支援する「在日外国人の参政権を考える会」（嶋田千恵子代表）のメンバーらが、「参政権なくして国際化なし」などのプラカードを持って続いた。また、大阪の市民グループ「在日韓サムルリ」の七人は韓国の伝統音楽「サムルリ」をにぎやかに演奏。中央公園までの約一キロを行進した。



福井地裁前からデモ行進を始める在日外国人参政権訴訟の原告ら  
＝4日午後2時

# 定住外国人に参政権を

## 考える会、福井でデモ行進

「在日外国人の参政権を  
考える会・福井」(嶋田千恵  
子代表)は四日、福井市内で  
デモ行進し、「定住外国人に  
も参政権を与えてほしい」  
と市民にアピールした。  
同会は、県内の在日韓国  
人四人が地方参政権を求め

て福井地裁に起こしている  
「定住外国人参政権訴訟」  
をきっかけに支持者で九  
一年に結成された。この日  
は、同会員や同訴訟の原  
告、弁護団ら約三十人が、  
午後一時四十五分に福井地  
裁前を出発し、同市中央公

園までの約一キロを、「参政  
権なくして国際化はなし」  
「投票したい、選挙に出た  
い」などと書かれたプラカ  
ードを手に持って歩いた。  
また、大阪市の「在日党」  
の七人も一緒に参加し、韓  
国の伝統的な音楽を演奏し  
て盛り上げた。  
嶋田代表は「昨年は京都  
府議会などの地方自治体で

『定住外国人に参政権を与  
えよ』という決議採択が相  
次いだ。定住外国人には納  
税義務があるのに、基本的  
人権のひとつの参政権がな  
いのはおかしい」と訴えて  
いる。  
大阪市生野区から応援に駆  
けつけた在日党メンバー八  
人らとともに「なぜ税金だ  
けとられるのか」「参政権  
なくして国際化なし」と書  
いたプラカードや横断幕を  
手に、裁判所から中央公園  
まで約一キロを練った。

### 参政権求めてデモ 在日外国人ら30人訴え

永住資格を持つ在日外国  
人の参政権訴訟の第十回口  
頭弁論が地裁であった四  
日、原告団が市街地でデモ  
をし、「在日外国人に参政  
権を」と訴えた。



原告団らによって行われたデモ行進

### 定住外国人の参政権 求め支援者デモ行進 福井市内

日本に定住している外国  
人への地方参政権を求め  
る訴訟を支援している「在  
日外国人の参政権を考え  
る会・福井」(嶋田千恵子  
代表)は四日、福井市内で  
デモ行進し、「地方参政  
権の保障を」と呼び掛け  
た。

この日は同訴訟の第十回  
目の口頭弁論が福井地裁で  
あり、閉廷後、原告や弁護  
団、大阪の支援グループら  
約三十人が裁判所から福井  
中央公園まで、約二十五分  
かけて行進した。

同日午後六時三十分から  
は、訴訟に関する弁護団ら  
の講演会も開かれ、定住外  
国人の参政権問題について  
話し合った。



在日外国人の参政権取得を訴えて市内をデモ行進する市民団体のメンバーら＝福井市のフェニックス通り

## 市民団体などデモ

在日韓国人  
参政権裁判

公判後、福井市内で

**産経**

県内に住む在日韓国人二えられていないと、国と福井市が、地方参政権を与へ井市選管など四選管を相手

に選挙人名簿不登録の違憲確認などを求めている訴訟の第十回口頭弁論が四日、福井地裁で開かれ、原告団が書類の提出後、四人の証人を申請したのに対し、野田武明裁判長は証人の採用は認めなかったものの、次回口頭弁論で、原告の一人が意見陳述をすることを認めた。

次回公判は五月十九日午後三時から開かれる。

また公判後、原告団を支援する市民団体のメンバーなど約二十五人が、在日外国人の参政権を求めるデモ行進を、同地裁前から福井中央公園までの約一キロにわたって実施。「在日外国人に参政権を」などと書かれた旗を持ったメンバーらが市内を練り歩いた。

## 外国人の参政権 考えるフォーラム

あす 福井 韓国の伝統音楽演奏も

「定住外国人の参政権を考える2・4市民フォーラム」が四日午後六時半から、福井市中央、三喜ヒルのホール「時代の風」で開かれる。

定住外国人の参政権運動

を支援する「在日外国人の参政権を考える会」（嶋田千恵子代表、百人）主催。県内在住の韓国人四人が「納税義務があるのに参政権がないのは不当」と損害賠償を求めて去年に控訴福井地裁で係争中の「在日外国人参政権訴訟」の経緯と争点から、定住外国人の法的な地位、参政権の必要性などについて大阪市の丹羽雅雄弁護士ら弁護団四人が話す。大阪の市民クループ「在日覚サムルノリ」の七人も参加し、韓国の伝統音楽「腰楽舞（サムルノリ）」を演奏する。

代表の嶋田さんは昨年、大阪府岸和田市議会が地方

## 在日外国人の 入党受け入れ

さきかけ滋賀県本部  
新党さきかけ滋賀県本部  
(代表、武村正義代議士)  
は十六日までに、県本部への在日外国人の入党を認める方針を決めた。五月に開く黨員総会で正式決定する。外国人黨員については、同党島根県支部が一月に受け入れを決めているが、滋賀県では対象者の在日年数や黨員の推薦などの入党条件を、島根県より緩和するといふ。

参政権の要望を決断するなどの動きも出ている。この問題を訴える機会にして欲しい」と話す。無料。問い合わせはイ・ヨンへさん(0776・61・3238)。

## 雪のサムルノリ デモ

石倉 かずえ

“運動をより多くの市民にアピールするために、大阪からサムルノリ（韓国の農楽団）を呼んで一緒にデモをやろう。” そんな原案が出されてからほぼ2週間。いよいよその日がやって来た。当初、門前弘が予想されていた裁判も、間もなく本案審理が終わろうとしている。いかにこの問題に市民が関心を持ち、注目しているか。それが裁判の流れを左右する一因になるらしい。その意味でもたくさんの人達にこの裁判を知ってもらわなくては……。

気がかりなのはお天気。最悪、雨や雪の場合でもデモ決行。色とりどりの傘でアピールすればいいとのアイデアも出されていた。が、その日は雪も止み、青空が顔をのぞかせていた。しかし、福井は冬の真っ最中、風は冷たい。

裁判が終わり、南門の前には大阪から車で駆けつけてくれたサムルノリのメンバーも含め、30人近くの支援者が集まった。サムルノリのメンバーはまだ学生が多く、雪が珍しいとみえ、つかの間の雪合戦に興じる。さすがに若い。

裁判の報告ののち、白い民族服に着替えた彼らと福井の仲間たちは、思い思いのアピールを書き込んだプラカードやのぼりを持ち、いよいよデモに出発だ。

「チャンゴ」や「ケンガリ」を使ったにぎやかなサムルノリの演奏を先頭に、原告団、弁護団、そして考える会のメンバーらが、「投票に行きたい」「在日外国人に参政権を！」と書かれたプラカードや横断幕を持ち後ろに続いた。

信号が赤の交差点を警官の交通整理を横目で見ながら、大名街通りを堂々と進む。道行く人々は風変わりなデモに何事かと興味津々。プラカードを向けると、なるほどというように目配せして、反応は上々だ。それにしても、サムルノリのリズムはなかなかいい。思わずプラカードを手にしてステップを踏みそうだ。いや、わたしの足はすでに踊りだしていた。

多分街の人々の反応の良さはこの音楽のせいだろう。大名町交差点から放送会館へ向かうと、バス停の人々の視線が一気にサムルノリとデモの私たちに注がれた。シュプレヒコールにも思わず力が入る。

そして県庁前から中央公園へ。予定では、一応ここで解散することとなっていたが、急遽、市役所前でのサムルノリのパフォーマンスを行うことになった。若いとはいえ、シャベット状の雪の中、短靴に一重の民族衣装だけで、冬の福井の街をデモして歩いたサムルノリのメンバーは大変だ。足はびしょ濡れ、寒さのために顔面蒼白となりながらも、本当に良く頑張ってくれたと感謝感謝。

市役所のパフォーマンスに、守衛のおじさんが近づいて来て注意されると思いきや、「何や、もう終わってしもたんか。せっかく聞こうと思ったのに。」だって。

サムルノリはすごいパワーを持っているのだ。雪の福井でのサムルノリデモは最高の効果を上げたようだ。



# 弁護団の横顔

法廷の内外で果敢に闘っておいでの方々にアンケートをお願い致しました。

- 1) これまでに関わった裁判
- 2) 好きなもの
- 3) 嫌いなもの
- 4) 福井の裁判で印象に残っていること
- 5) 現在最も力を注いでいること

## 丹羽 雅雄弁護士



- 1) 鄭商根在日軍属戦後補償裁判  
在日入居差別裁判  
ヨランダマリ強制退去処分取消訴訟  
知花昌一「日の丸」焼却事件  
関西水俣訴訟 在日党国政被選挙権訴訟  
政治資金規制法に基づく「コピー」請求  
大阪市野外音楽堂管理拒否事件
- 2) タバコ (嫌煙されている人ごめんなさい)  
素朴な笑顔
- 3) 権力を振りかざす人とそれに巢食う利権集団
- 4) 原告団がすばらしい。そして、それを支える人々の心優しさ
- 5) 多文化、多民族共生社会の実現——在日、滞日外国人の人権保証と反差別及戦後保証の実現



## 上原 康夫弁護士

- 1) 知花事件 (沖縄国体の際の日の丸焼却事件)  
元号訴訟 (卒業証書に元号記載されたことに対する損害賠償請求事件)  
ダイちゃん国籍問題 (滞日外国人と日本人との子の国籍をめぐる問題)
- 2) かに  
役人とけんかすること
- 3) へび  
小沢一郎、山岸連合会長
- 4) 裁判長の手が震えていたこと
- 5) 滞日外国人の人権問題

## 井上 二郎弁護士



- 1) 大阪京都靖国神社公式参拝違憲訴訟  
京都「君が代」訴訟  
知花「日の丸」訴訟  
過労死をめぐる裁判
- 2) 人物 福沢諭吉
- 3) 人物 昭和天皇
- 4) 熱心な支援をいただいていること
- 5) 医療関係訴訟  
労災関係訴訟

## 大川 一夫弁護士



- 1) 関西水俣訴訟  
貝塚ビニールハウス事件 (講談社文庫)  
韓青6-26闘争事件 (逆転無罪を得た)  
靖国訴訟、元号訴訟等。  
その他医療過誤と学校事故は比較的多いほうだと思う。
- 2) ビール  
上質の推理小説  
クローズアップマジック
- 3) 夜の10時以降に自宅にかかるさして緊急性のない仕事上の電話
- 4) 猪瀬裁判長時代に、結審の危機から緊張関係にあった法廷のやりとりと、毎回熱心に傍聴していただいた支援の方々のいろいろな取組は印象に残っています。
- 5) 訴訟や弁護士会の仕事等「必要として、求められていること」にはすべて力を注いでいるつもりではありますが、昨年より大阪弁護士会刑事弁護委員会副会長を担っている立場からすれば「弁護士会としての刑事弁護の充実」ということになるのでしょうか。